

建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づく  
工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業法が令和 6 年 12 月 13 日に改正され、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を、当該事象の把握のため、必要な情報と併せて、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）から、発注者あてに、通知いただくこととなりますので、お知らせします。

1 対象となる案件 全ての建設工事

2 対象となる発生するおそれのある事象

(1) 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

（建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号）

（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰 ※

(2) 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号）

（例）〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足 ※

※ 一の資材業者の口頭のみによる情報など、  
真偽を確認することが困難である情報は除きます。

3 通知の時期

落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間

4 通知の方法

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が、別添の様式による通知書を、発注者（発注担当課あて）に提出する。

※ 様式は、焼津市ホームページ「入札契約などの各種ダウンロード⇒契約時に使用する書類」に掲載しています。

6 その他

上記通知書を提出した場合、又は提出しない場合であっても、請負契約の変更について、発注者に対して受注者から協議を申し出ることができますが、この協議については、契約書に基づき対応することになります。

7 適用時期 令和 6 年 12 月 13 日以降に契約締結する建設工事から適用する。